



発行所 阿久根市役所 (TEL) 24-140-237 課 査 調 編

第七回臨時市議会 市助役に中村豊治議員

去る5月25日を以て任期満了となつた松元助役の後任を決めるため、市長は5月23日の市議会を招集し、同日の本会議において「三笠町を合併した現在の阿久根市政を円滑に推進するため市議員中村豊治氏を最適任」と認め、議会の同意を求め、あつたが30日再開の議場に於て市長の提案によつて中村議員は助役就任の挨拶を述べ、松元助役の退任の挨拶があり、中村議員は助役就任により市議員をやめるため、議長の手許に辭職願を提出し、議会は之を承認した。



去るに 助役を 當りて 松元末吉

去る5月25日を以て任期満了となつた松元助役の後任を決めるため、市長は5月23日の市議会を招集し、同日の本会議において「三笠町を合併した現在の阿久根市政を円滑に推進するため市議員中村豊治氏を最適任」と認め、議会の同意を求め、あつたが30日再開の議場に於て市長の提案によつて中村議員は助役就任の挨拶を述べ、松元助役の退任の挨拶があり、中村議員は助役就任により市議員をやめるため、議長の手許に辭職願を提出し、議会は之を承認した。

無事に大過もなく勤め出されたのは私が格別の御指導と、議會方面の厚志御協力、更に市民各位の御支援御協

6月 市市民税 (第一期分)

指定納期 6月25日

13日	赤瀬川、高松
14日	濱町、鴻
15日	倉津、遠見岡
16日	上野、新町
17日	黒之上下、大谷
18日	黒之濱
19日	黒野上下、筒田
20日	瀬浦上下、大瀬川
21日	古里、松ヶ根
22日	下村、上原
23日	鶴本浦
24日	鶴之浦西、深田
25日	馬場、鶴之浦東

コレラ予防注射を實施

同僚染病の発生に備へて、家畜傳染病予防法に基いて、次の日割で予防注射を実施します。

期日	實施駐在區
6月6日	尻無上、中、下
7日	牛之濱
8日	大川里、川畑
9日	飛松、柗
10日	馬見塚、大川島
11日	高之口
12日	山下弓野、野崎
13日	大林、田折、東
14日	永田下、上
15日	陳之尾、丸内
16日	大下、内田
17日	波留
18日	鶴川内、田代

三笠地区の固定資産税 合併による税率の變更はない

本年度の固定資産税について一部に合併による増税の誤解の聲もあるようですが、本年度の賦課の経緯を説明し納税者の皆さんに御理解を戴き御協力を願います。

いろは修身訓 松元末吉

い今昔も世の中はろろ生が夢の如くは花の盛りは長からに人聞かずかのよわにいなり

市では 重要な事業も

水道の連絡は大丸町の現場事務所(電話二二三番取次)へ

合併後の阿久根市展望(三)

市の行政組織

市の行政は議決機関である市議会と執行機関である市長とからなる。市長は市議会の承認を経て選任され、市長は市議会の承認を経て選任される。

市議会

議決機関即ち市の意思決定機関であるがその

監査委員

市の事務の管理や出納の監査を執行する

選管委員会

法令により定められた各種の選挙を公正に管理するために設けられる

農業委員会

農業生産の発展、経営の合理化を圖り農民の地位向上に寄与する

名で計十八名を以て構成されている。教育委員会は教育の民主化、教育行政の地方分権化を期し地方独自の社会的環境を推進するために法に基いて設置されている。そこで、公選委員四名、議選委員四名、計五名を以て教育長に直接に執行して教育の発展に寄与することを期す。地方公務員法の完全な実施を確保するために同法の規定により設置され、市長が議会の同意を得て選任する三人の委員によつて構成される。

新發足の市立図書館

七日以内の閲覧料は無料

これまで市民の皆様に御愛顧を受けておりました阿久根市中央公民館圖書部は、その中央公民館圖書部と充實され、去る五月十二日市教育委員会において市立図書館規則を定め、六月一日から阿久根市立図書館として独立發足の運びとなりました。四方一千市民の文化と教養のセンターとして更に倍旧の御愛顧を切望いたしますと同時に、今後に於きましては専ら規則に則り確實な運営を致して行きたいと思っております。当初は何かと御面倒な点もあるかと存じますが、皆様方の御協力をお願い致します。

1. 閲覧時間
午前九時より午後五時まで
2. 兒童閲覧者
平日 午後一時より午後五時まで
休業日 午前九時より午後五時まで
3. 本館の定休日
月曜日、國民の祝日
消毒日 (10月中、10日以内以内)
年末年始 (12月28日 - 翌年1月6日迄)
4. 一年間の開館
三月内開館
5. 圖書を借り受けるには、開館券に所定の事項を記入し、現品を記入して係員に提出するものとする
6. 退館の際は開館券に圖書完印を受け、圖書を係員に返納しなければならぬ
7. 館外閲覧
圖書の館外閲覧をするには、館外閲覧許可願書に記入し、用紙は並に保証書(用紙は終了届)が必要である

御問合せの公益質屋について

市内に在る小額資金の融通をはかるため公益質屋法により昭和二十九年一月から市公益質屋を、市内本町上堀屋敷の裏通りに開設した。これにより市民の便宜をはかつてまいり、益々利用も増え苦しい生活の助成機関としての役割を果して居ります。御利用の方は往所氏各年齢職業を明らかにし、食糧通帳及印鑑を持参して申込んで下さい。

貸付方について

1. 貸付申込
貸付申込みの方は住所氏各年齢職業を明らかにし、食糧通帳及印鑑を持参して申込んで下さい。
2. 質物
金銀に見積ることができ、衣服類、家具、その他の動産で保管に支障がないと認められるものに限り。
3. 貸付金額
金額は質物を時價で担保とする事が出来るわけである。未亡人の地位が確保される一つの裏づけと云えしよう。

御問合せの公益質屋について

1. 閲覧時間
午前九時より午後五時まで
2. 兒童閲覧者
平日 午後一時より午後五時まで
休業日 午前九時より午後五時まで
3. 本館の定休日
月曜日、國民の祝日
消毒日 (10月中、10日以内以内)
年末年始 (12月28日 - 翌年1月6日迄)
4. 一年間の開館
三月内開館
5. 圖書を借り受けるには、開館券に所定の事項を記入し、現品を記入して係員に提出するものとする
6. 退館の際は開館券に圖書完印を受け、圖書を係員に返納しなければならぬ
7. 館外閲覧
圖書の館外閲覧をするには、館外閲覧許可願書に記入し、用紙は並に保証書(用紙は終了届)が必要である

御問合せの公益質屋について

1. 閲覧時間
午前九時より午後五時まで
2. 兒童閲覧者
平日 午後一時より午後五時まで
休業日 午前九時より午後五時まで
3. 本館の定休日
月曜日、國民の祝日
消毒日 (10月中、10日以内以内)
年末年始 (12月28日 - 翌年1月6日迄)
4. 一年間の開館
三月内開館
5. 圖書を借り受けるには、開館券に所定の事項を記入し、現品を記入して係員に提出するものとする
6. 退館の際は開館券に圖書完印を受け、圖書を係員に返納しなければならぬ
7. 館外閲覧
圖書の館外閲覧をするには、館外閲覧許可願書に記入し、用紙は並に保証書(用紙は終了届)が必要である

未亡人の心得 (一)

「戸籍」「再婚」「相続」は

この二本の届けは、未亡人本人の意志だけで決定でき、届出の手續だけでは不十分で、本人の意志によらず、夫の親族側からこれをすることは禁じられておる。

終了届がなければ、籍さへ家へかへせば、自然に姻族関係もなく、なるの旧民法式の考へ方がまだありますが、今の法律では「復氏届」と「姻族関係係終了届」との二本建になつており、前者をすませれば、無条件に再嫁は認められ、後者をすませずには、無条件に再嫁は認められない。

維持管理

1. 過失その他、市の責に帰すべき事由がある。質物の損失、盗難、質物の滅失、市長の評定する損害額により賠償される。右の規定にかかわらず、虫害、斑、かび、変色等による損害を對しては市はその責を負わない。

2. 祭日の外毎日午前八時から午後五時までである。

農業改良

6月の農事

水稲苗代の管理

種籾の芽の出方は、水の量や水の深さの程度に深遠な関係がある。深水にすると苗床の酸素が少なく、苗の根が伸びず、この様な場合には根の出方が非常に遅れ、転び苗になり易い。これを防ぐために、発芽直後に必ず芽干を行ない、根の發育を助ねなければならぬ。

甘藷の増産は

甘藷の増産は、早く種付けし、早くおこし、おこし後、長づけるにらぬ内に、諸のつき易い、八寸の一尺二寸の苗を植えてしまふ。

家の庭

主婦のメモ

梅雨期に入り種々の病気が発生し、今からと云ふ大事な時に、枯れ、おこし後、長づけるにらぬ内に、諸のつき易い、八寸の一尺二寸の苗を植えてしまふ。

温度計を無料で検査

今回概算計量検定所主催で左記のように温度計の無料検査が実施されるので、各事業場工場その他使用されている温度計を、是非とも受検される様御奨励します。

保育所保母を募集

農繁期に例年開設します季節保育所を今年も六月下旬より七月中旬まで開設することになりました。このことについて福社事務所では一般から次により保母を募集することになりました。希望者はお申出下さい。

波留に市営鐵筋アパート竣工

昭和29年度事業として工事を急ぎ進めた波留に、六月八日竣工いたしましたので、左記の通り、六月十日より、早速市役所土木建築課に御問合せ下さい。

全部を放棄し、き損したときはその程度に應じて債権の一部又は全部を放棄する。利率は一月につき百分の三とし、十六日未満は百分の一、五日以上の間は、四、貸付利率、未済の日は、五、流入期限、入質の日から四月月とする。但し特別の事情がある認められたときは更に一ヶ月延期することができる。

堆肥二五〇貫、硫酸三二四貫、過石五〇六貫、加里二貫の基礎に普通と肥料の施肥に加里肥料の増施は増産の鍵です。木灰等をろんとやりましよう。

当り次第にやらすに計画をたて順序よくやること、それには仕事の振り分けを作る、毎日々夕食後には家族中で明日の仕事の場を相談するようになりましよう。



発行所 阿久根市役所 (TEL)24-140-237 課 査 調

昭和30年度 市議會 (一) 傍聴記

市長、市議選のため暫定予算で賄ってきた市政の運営も去る五月末で議會も市当局も新陣容が整ったので、市長は速かに市政を軌道にのせるため就任早々から新年度予算案を編成中であつたが...

本年度も傳統の健全財政で 施策は地域に寄らず偏せず

市長施政方針演説要旨

昭和三十年度は合併と選挙の関係で四月から六月まで三ヶ月間の暫定予算を編成して、当面の業務の処理をして、その後めでたく合併もなりました。...



就任の あいさつ 助役 中村豊治

意致しております。申すまでもなく、国民各位の御助言と全面的御協力を得なければ...

市勢の伸展を慶ぶと共に 向一層市民各位の御協力を

経済基盤がうすく財源に恵まれない阿久根市がこれからの増えにあり得ないのは当然であり、漸次苦難の度合を深めつつあり、努力に深い感謝を捧げ、市民各位と共に誠心誠意で奮起して、...

予算編成の重点 市民平等の利益と 負担の公正を目標に

昭和三十年年度の予算の編成に当つては、この増高で予定経費の捻出は困難であり、加えて本年度は合併の初年度であり、町村合併の節約によつて事業経費を増加せんとする理想實現の最初の機会であり、旧雨新知に充分意を用いたつて、...

農業改良 時報 水稻基肥の 上手な使い方

昔から「稲は地力で作れ」という言葉があるが、水稲増産のためには地力を増やすことが必要です。...



健全財政は是非持ち続けたい 次健全財政の持続と云ふ点であります。自給財源に乏しい當市ではありましたが、過去において、ましては、收支の均衡を保つておつたのであります。...

子供によりよい教科書を 昭和31年度に使用される小、中、高校教科書、書展の展示が例年通り左記により実施されることになり、現在全国各地で使用されている教科書は、...

再整備備法を制定し、この法の適用を受ける園体は上級官廳の強い監督のもとに、ゆるゆるの進捗を認め、地方園体の自主性即ち自治権を喪失し、市勢の発展にも大なる障害を来すことになるのであります。...

監査公表

昭和30年6月1日、旧三笠町の昭和29年度各会計の出納整理事務についての監査結果を次の通り公表します。

阿久根市 監査委員

旧三笠町の29年度出納決算の結果は

昭和30年5月31日現在における一般会計決算見込の實質的収支不足予想額は約二四五万八千圓、その内昭和29年度事業の財源として、消防車購入起債及び水道補助金一五〇万圓の収入予想額が確實に収入でき得れば、約八五万圓の最少限の赤字に喰止めることができると、今後、県への政治折衝に大いに期待するものである。

予算整理の
予算額は次の通り
収入 額 九、九三〇、三三〇圓
支出 額 一〇、一八〇、五〇〇圓
差引 額 九、七五〇、八三〇圓
となつてゐるが、支拂債務未拂額七四八六圓、この内支拂可能の前記差引額高九、七〇〇圓、差引不足額は、三三、六九九圓であつて、なお前年度に確實な収入見込額として三、六六六、五三〇圓が計上されるので、差引實質的な計算上の不足額は前記三三、六九九圓となる。

監査結果の所見
一、才入の確保について
縣命の努力が拂われ、特に町税は調定額に對し九二%の収入をなし、その成績は顯著なるものと認めます。納税昂揚の施策が効果的であつたと云ふべきであらう。

二、支出未拂の債務が約七四万八千圓、この額は29年度支出

「轉ばぬ先の御用心」

ハラチオン劑(農薬)の取扱を慎重に!!

水稲の最大の害虫である二化メー虫絶滅の特効薬として、その他各種の病害虫の防除にすぐらしい効果をあげているハラチオン、ホリドール、テップ、ニツカリンなど(有機燐剤)の新農薬は、使用の方によつては人畜の命をもとる、恐ろしい薬劑であることは周知の通りであるが、この猛毒性と使用法については、これまで充分注意されてゐるに、

① 健康保険特別會計は事業勘定四九方七千圓の黒字、施設勘定三三万五千圓の赤字一、保險税の徴収率は九一%で、その成績は良好なるものと認め

再婚について

まず前婚を解消してから六カ月以内の再婚はできません。また復氏届及び姻族關係終了届けをしたらとして、生存配偶者と直系姻族たとへば未亡人と其のしゆとの間の結婚は出来ません。

連れ子をして再婚する場合、子供と新しい夫との間には姻族一等親等の關係は出来ませんが、親子關係はできません。これも旧民法式に母が再婚して入籍すれば自然に繼父子關係

未亡人の心得(二)

「戸籍」「再婚」「相続」は再婚の場合に限り戸籍にしておくのが、扶養及相続の点で有利です。これを逆の場合に、子供が成立し、子供の親権は共同親権となり、その子が養父の死亡時に相続権を持つことが

が、合併という重大轉換期の段階に於ては一面止むを得ないものと考へられる事である。合併により消滅した旧三笠町の債權、債務の把握その他複雑な出納整理の事務を一應完了して新年度の予算執行に移り得たことに對しては支所長以下各職員の間並ならぬ努力と勞苦のあとが見受けられ、深甚なる謝意を表す次第である。

中毒症状と 応急処置

一、中毒症状
① 中毒症状の軽い場合は頭痛、めまい、吐気程度であるが、更に進むと嘔吐、胃腸仙痛、瞳孔縮小、多汗、流しだれ、蒼白、顔面筋のけいれん、全身けいれん、呼吸困難となり最後に心臓より先に呼吸が停止して死亡する。

② 致死量
原液の乳劑で〇、三瓦、〇、四瓦、粉劑では約四〇瓦、五〇瓦であります。

二、應急處置
が本人は再婚して新しい子供が先方のおじさま、おばあさんが養育してゐるといつた場合は親権がその母にあるとは生活の實情に沿はないからと思われま



主婦のメモ

農繁期は、いよゝ田植えの時期となりました。この期間は平常よりも重労働をします。理論上では余計御馳走を食ふべからぬ事になりますが、夕暮まで仕事をしそれから重い足をひきつり台所に立つ梅雨で薪はしめつつ泣すぶり背の赤ん坊は泣き、子供は空腹をうかつたへる、全く營養料理どころのさきぎではないという、この連綿が農家半數以上の現状ではないかと思われま

1. 指つて飲んだ場合は舌を咽喉に突込むか食塩水、カーン等を飲ませて胃中のものを完全に吐出させ、皮膚から浸透した場合は石鹼でよく洗滌する。

2. 作業中、中毒症状が現れたらアトロピン(準局方一錠〇.5mg)一、二錠を服用させ、安静に臥床させ、醫師の診察を待つ。

3. 醫師の来るまでアトロピンの作用が切れ

4. 誤つて目に入った場合は一分以上洗眼して全身状態にも注意する。

5. アトロピン、パイロンの錠は眞の意味の解毒劑ではなく、副交感神経の末梢を遮断して刺激症状を抑壓するにすぎない前に予防的に用いるのは行きすぎである。

合併の阿久根市展望

町村合併のねらいは地方自治体の強化と行政の簡素化によつて地方住民の福祉に役立てようとするものであるが、このことは市の未端自治組織体その他の団体についても検討する必要があるとせらる。統合によつて相互の福祉に寄與されると思はれるものは傳統的感情にこだわらず町村合併に歩調を合せて主体的に合併統合が望ましいものである。

駐在員区は七六

百戸以下の区が四三区、波留の上、下は一昨年自主的に統合

大字波留(大丸町外尾崎九町を含む)	二〇〇	弓木野	一〇四
區名	世帯概數	大字西目	八三三
高松	二一八	佐瀨	一九一
區名	高之口	一八八	
高丸	二二二	飛松	一三三
大津	一四六	八	八三
新野	三五五	大川島	七二
倉津	三九一	馬見塚	三九
遠見ケ岡	一〇九	本之牟禮	七六
遠矢	一〇六	大字大川一	四七一
馬場	一四八	牛之濱	一六一
	一四五	中仁田	一六三
	一四七	中屋敷	一四〇
		的場	二一九

大字脇本 一、七五六

橋	三六
桑原城上	五二
桑原城下	三六
宮原	三六
横手	五二
へつ野	五二
長谷	一三
木佐木野	一〇二
田代上	一〇二
田代中	七二
田代下	五二
大字赤瀬川	三二四
中村	二二二
大字多田	一七三
内田	六〇
大内	三六
大内下	三六
大内上	三六
大内中	三六
大内下	三六
大字折口	二八一
幸田	六二
永田上	七〇
永田下	七〇
折口東	五八
折口西	五八
大林	二四
大字脇本	一、七五六
馬場	一三六
本村	一九一
上下	八七
上原	八七
下原	八七
桐野上	五七
桐野下	五七
桐野	五七
大淵川	一九
潮之浦上	九九
潮之浦下	九九
古里	四六
古里浦東	二七
古里浦西	二七
梅之浦	四六
深田	四六
黒之下	一〇
黒之演	一〇
大谷	一八
黒之谷	一八
大瀧	三〇
小瀧	三〇
八郷	四〇
八郷	四〇
松ヶ根	二五
台帳による	二五

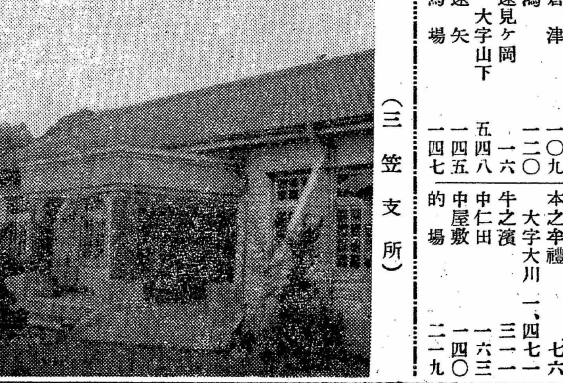
農繁期は 栄養食を!

いよゝ田植えの時期となりました。この期間は平常よりも重労働をします。理論上では余計御馳走を食ふべからぬ事になりますが、夕暮まで仕事をしそれから重い足をひきつり台所に立つ梅雨で薪はしめつつ泣すぶり背の赤ん坊は泣き、子供は空腹をうかつたへる、全く營養料理どころのさきぎではないという、この連綿が農家半數以上の現状ではないかと思われま

出来ませう。精神的なつながりのためにもこの手続きはとるべきでしょう。再婚した先方に先妻の子供がある場合も同じ事が云へます。

養子縁組を作つて直系が成立つと誤解されてゐるようですが、このためには「養子縁組」の手続が必要で、大体未成年者の養子縁組には家裁の許可がいりますが、連れ子の

- (二分分献立例)
- 御飯は麥飯とし副食のみ、△印は保存食(縣農業改良課より出してゐる「農繁期のしおり」に記載されてある)
- 朝 △吳汁△大豆、葱、キャベツ煮干きみそ △ふりかけ△大豆、青のり煮干きみそ (きりょう糖漬)
- 昼 親子丼△卵、玉葱、鶏肉、正油、塩砂糖、塩漬魚(魚漬)
- 夕 サバみそ煮△さばみそ、生が、砂糖 △五目豆△ごぼう、人参、昆布、大豆、砂糖、正油、塩
- 朝 みそ汁△わかめ、竹の子みそ、煮干 △落花生味噌△落花生、みそ、砂糖、油 (キャベツ糖漬)
- 昼 きびなご天ぷら△きびなご、小麥粉、かき玉汁△玉子、葱、正油、塩、煮干のかりかり揚(きりょう糖漬)
- 夕 △カレー馬鈴薯、人参、玉葱、豌豆、豚肉、小麦粉、油、塩、カレー粉△ごまよじ△しゅうまい△ベツ油揚げ△ごま糖



次(次号に續く)